

2008 年 11 月 24 日

中央環境審議会地球環境部会（2008 年 11 月 17 日）に対するコメント

浅岡美恵（気候ネットワーク）

第 1 低炭素社会実現に向けた施策の実現について（住宅建築物等）

- 1 民生の排出は、機器の性能に大きく左右される。そこで、機器のエネルギー効率を徹底して上げることが必要。

トップランナー基準は一定の成果をあげているが、トップランナー区分を細分化し、その範囲でのトップランナーに誘導するというレベルに限定しているため、大型化によるエネルギー消費量の増加を抑止できていない。

改善のために、

- ・事業者の当該製品全体での効率トップランナー基準にするか、少なくとも細分化された現在の区分を大きくりにすることが必要。
- ・また、大型機器への特別課税制度が必要ではないか。

- 2 新築住宅・建築物についても、断熱性能を確実に高める制度導入が不可欠

日本の住宅・建築物の省エネ性能は欧米に比べて劣るが、暖房のエネルギー消費量は少ない。これは、これまでの住宅面積や個人のつましい生活スタイルによるものであって、だから断熱性能を高める意義が少ないというものではない。今後、面積の増加や暖房装置の変化、高齢化による暖房需要の高まり、生活スタイルの欧米化などで需要側での増加が予想される。

そこで、資料 1 の 16、17 頁の現状と見通しにてらし、新築時において高い断熱性能の確保が必要であり、

- ・新築住宅の平成 11 年基準適合住宅が、住宅性能評価を受けた住宅の 36%に止まっており、資料 1 の 17 頁によれば、平成 11 年基準を満たす住宅は現状で数%程度であり、2030 年において 30%程度に過ぎないことは、中長期的にみて極めて問題であり、直ちに規制化を図るべき。
- ・新築建築物については、2000 m<sup>2</sup>以上についても、省エネ法の規定にかかわらず、平成 11 年基準適合率の目標が 85%に止まっているのは、制度的限界を認めたものであり、規制化すべき。
- ・その対象を 2000 m<sup>2</sup>から 300 m<sup>2</sup>まで拡大する見通しであることは一歩前進であるが、100%実施されうる制度とすべき。
- ・300 m<sup>2</sup>未満の建築物は小規模商店や事務所の用途が多いと想定されるが、環境側面だけでなく建築物使用者にとっても負担が多く、規制的措置が必要である。

### 3 既築の住宅・建築物の断熱性能の向上について

資料1の16、17頁によれば、既築住宅・建築物の断熱性能を高めるための政策が不可欠であることを示している。

- ・不動産の流通・賃貸借において、断熱性能や光熱費の標準額の表示義務を課して、仲介業者や賃貸人側で断熱回収工事を行うことを促す。
- ・断熱回収工事費用の低利融資制度や、そうした工事費用に対する所得税減税や、断熱性能の高い住宅・建築物の固定資産税の減額など、税制上の優遇措置が効果的であろう。

## 第2 参考資料2 排出量速報値について

- 1 2007年度までに90年比で過去最高の8.7%増加であり、電力事業者連合会の自主行動目標の未達成分（約1億トン）で8.3%超過し、鉄鋼連盟の自主行動計画目標超過分（1500万トン超過）が約1.2%増加である。これは、経団連自主行動計画の不確実さと原発依存によって、目標達成の担保となっていないことを明らかにしたものの、第1約束期間以降も見通しつつ、目標達成のために、本格的なキャップ&トレード型の排出量取引制度を導入すべきである。